

登録申請について（兵庫県知事登録）

- 新規・更新
 - ・兵庫県内にのみ事務所を設ける場合は、兵庫県知事の登録を申請してください。
- 登録換え
 - ・現在、国土交通大臣の登録で、今回兵庫県以外の事務所をすべて廃止する場合は兵庫県知事に登録申請をして下さい。
 - ・現在、兵庫県以外の知事登録をしていて、今回兵庫県以外の事務所をすべて廃止して兵庫県に事務所を設けるときは兵庫県知事に登録申請をして下さい。
- 提出書類の必要部数
 - ・兵庫県知事の登録 正 1 部 副 1 部（副本は写し可）
- 登録申請手数料（兵庫県証紙）
 - ・新規 15,600円
 - ・更新 12,400円
 - ・登録換え 12,400円
- 提出書類

必 要 書 類	法人	個人	備 考
① 登録申請書 (県収入証紙 新規 15,600円、更新・登録換え 12,400円)	○	○	郵便番号及び 電話番号も記入すること
② 不動産鑑定業経歴書	○	○	新規も必要
③ 不動産鑑定士及び士補の氏名を記載した書面	○	○	
④ 法第 25 条各号に該当しないことを誓約する書面	2 枚	1 枚	
⑤ 登録申請者及び役員の略歴書	○	○	・登録申請者と専任の鑑定士 が同じ場合は省略可 ・法人の場合は、監査役を除 く役員全員分が必要
⑥ 専任の鑑定士の略歴書	○	○	
⑦ 専任の不動産鑑定士の設置証明書	△	△	・法第 35 条の要件を備えてい ることを証する書面 ・登録申請者が専任の不動産 鑑定士となる場合は不要
⑧ 不動産鑑定士の登録証明書（専任の不動産鑑定士のみ）	○	○	近畿地方整備局にて発行
⑨ 定款又は寄附行為	○	×	
⑩ 代表者の住民票	×	○	・⑩と同じ場合は省略可 ・個人番号は記載しない
⑪ 専任の鑑定士の住民票	○	○	個人番号は記載しない
⑫ 登記簿謄本	○	×	

※官公庁が発行する書類（上記⑧、⑩、⑪、⑫）については、申請前3ヶ月以内に発行されたもの、かつ、正本には原本を添付してください。